

生活サービスに関する契約に係る重要事項説明書の参考例

条例の規定に適合する重要事項説明書の参考例を紹介します。

実際の重要事項説明書が、この参考例と同じである必要はありません。

条例に規定されている事項は、**赤字・太字・下線部分**です。

なお、この参考例を作成するに当たっては、下記の資料を参照しました。

- 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課在宅支援係作成
「生活支援サービスモデル重要事項説明書」

重要事項説明書

1. 事業者

名 称	フリガナ	
個人以外の場合 代表者の職・氏名	フリガナ	
所在地	〒 -	
事業者の連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページ アドレス	なし あり：
事業者の設立年月日	平成 年 月 日	

2. 契約期間

始期	年 月 日から	年 月間
終期	年 月 日まで	

3. サービスの提供を行う場所

名 称	フリガナ		
所在地	〒 -		
部屋番号	号室	床面積	m ²
住居等の提供事業者の情報			
名 称	フリガナ		
個人以外の場合 代表者の職・氏名	フリガナ		
所在地	〒 -		
事業者の連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	ホームペー ジアドレス	なし あり：	
事業者の設立年月日	平成 年 月 日		

4. サービス提供の内容

生活サービスに関する方針等		
生活サービスの内容		
基本サービスの内容	料金	(提供方法)
個別サービスの種類	料金	(サービスの内容・提供方法)

5. 生活サービス提供（職員）体制

生活サービス職員		
サービスの種類	人数	提供者（委託先）等
夜間体制の有無	あり（常駐・非常駐）、なし	

6. 利用料の請求及び支払方法

【利用料の請求方法】
【利用料の支払方法】

7. 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

苦情に対する具体的対応方法		
利用者からの苦情対応窓口		
窓口名称		
電話番号		
対応可能時間	平日	
	土曜日	
	日曜・祝日	
定休日等		

8. 緊急時の対応方法

--

9. サービス提供に当たって利用者が留意すべき事項

サービスの種類	留意事項
基本サービス	

10. 契約の解除

<p>【事業者からの解除】</p> <p>I 債務不履行による場合</p> <p>事業者は、利用者が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、<u>相当な期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。</u></p> <p>II 中途解除について</p> <p>事業者は、利用者に対し、<u>契約の有効期間内であっても正当な理由があると認められる場合には、少なくとも6か月前までに予告することにより、契約を解除することができます。</u></p> <p>【利用者からの解除】</p> <p>利用者は、<u>事業者に対し文書で申し入れることにより直ちに解除できます。</u></p>

11. 個人情報の保護について

--

12. 損害賠償保険の加入状況

サービス提供者（委託等）	加入の有無	その内容（損害保険会社等名）
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	

説明年月日 年 月 日

生活サービスの契約を締結するにあたり、利用者に対して、上記のとおり重要な事項を説明しました。

事業者名 _____

所在地 _____

代表者職・氏名 _____

説明者 _____ 印

私は、上記により事業者から生活サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者名

住 所 _____ 印

代理人が説明を受けた場合

代理人名

住 所 _____ 印